



平成 29 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 木 下 榮 一 郎
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 室 長 鈴 木 文 利
(TEL. 03-5604-7709)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成 27 年 10 月 6 日に東北地方に所在する地方公共団体等が発注する施設園芸用施設及び同施設に附帯する施設等の建設工事に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日当社は、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関しまして、株主の皆様、お客様やお取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

また、このような事態を厳粛に受け止め、さらに法令遵守の徹底に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

東北地方に所在する地方公共団体等が発注する施設園芸用施設及び同施設に附帯する施設等の建設工事に関し独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認すること、以後、同様の行為が行われないように必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の内容

納付すべき課徴金の額 3 億 1,581 万円
納付すべき期限 平成 29 年 9 月 19 日

3. 今後の対応

(1) 独占禁止法を含む法令遵守の徹底

当社グループは既に再発防止策を策定し、経営トップによる談合決別宣言とその周知を行うなど再発防止に努めておりますが、今後もこれをより一層定着させ法令遵守の徹底を図ります。

具体的には、監査体制では施設業務に対する監査・モニタリング機能を有している施設監理室を内部統制・監査部に移し、併せて内部統制・監査部を業務執行部門から独立した経営監理委員会の下に置く体制といたしました。また、施設事業に関する行動指針、マニュアルを見直すとともに、研修の充実を図っております。

さらに、平成 28 年 3 月より施設事業に関する専任担当役員の配置、施設事業に対する監査での外部人材の活用等を行っております。また、平成 29 年 1 月には内部統制・監査とコンプライアンスを統合的に管理する専任担当役員を配置いたしました。

今後とも、更なる法令遵守の徹底、内部統制の充実に努めるとともに、再発防止策の強化を図ってまいります。

(2) 役員報酬の一部返上

信頼回復に向けて再発防止に取り組む姿勢をより明確にするため、当社代表取締役会長、社長および営業本部長は、月額報酬の20%の2ヶ月相当分を、それぞれ返上することといたしました。

4. 業績に与える影響

当該課徴金納付額につきましては、平成28年12月期決算において、特別損失として計上しております。

以 上